

○総務省告示第四百五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の二第一項第二号ロ（3）の規定に基づき、平成十五年総務省告示第百五十三号（航空機用救命無線機の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月十七日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	「二・二略」 「削る」
改正前	「二・二同上」 三 前各項に定めるもののほか、航空機用救命無線機の技術的条件については、国際民間航空条約第十附属書第三卷の定めるところによる。
備考 表中の「」の記載は注記である。	